

## 教育職員免許法施行規則

第22条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

### 【現行制度上可能な大学間の連携・協働の仕組み】

#### 単位互換

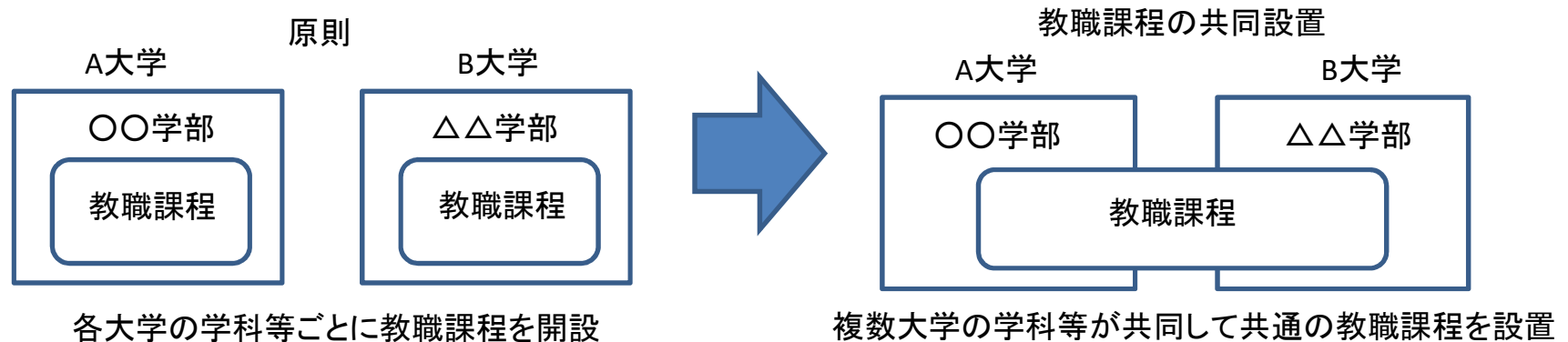
- ✓ 他大学の専任教員を自大学の専任教員とすることはできない。
- ✓ 大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。

#### 共同教育課程

- ✓ 教育課程の全体について共同実施することが必要。
- ✓ 概ね修了に必要な単位数の4分の1(31単位)程度が、各大学において修得すべき最低修得単位数となる。



教職課程の実施に関する大学間の連携・協力の新たな仕組みとして、「大学等連携推進法人」及び「複数の大学を設置する法人」を構成する大学間における授業科目の共同開設制度を活用し、教職課程を共同設置する仕組みを創設してはどうか。



# 他大学が開設する科目を含む教職課程を設置する場合と 大学設置基準の「自ら開設」ルールとの関係

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

単位互換: 大学には自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことが出来るよう授業科目を開設することが求められており、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。

共同開設: 「大学等連携推進法人」及び「複数の大学を設置する法人」を構成する大学間において、大学設置基準に規定する要件を満たす「共同開設」として実施した場合には、必修科目であっても各大学において「自ら開設」したものとみなすことが可能になる。

(例) 中学校教諭免許状取得を卒業要件とするA大学教育学部が、中学校・国語の教科専門科目の区分「国語学」を自大学で開設せず、B大学の科目を活用する場合

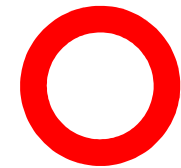
施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	B大学科目 B大学科目	B大学科目 B大学科目
国文学(国文学史を含む。)	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目
漢文学	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目
書道(書写を中心とする。)	A大学科目 A大学科目	B大学科目 B大学科目

単位互換



A大学は、国語学を担当する教員が必要であり、教員組織は変わらない。

共同開設



A大学は、国語学を担当する教員を配置する必要がなくなる。

## 1. 共同の教職課程を構成する大学群が満たすべき要件

連携・協力による教員養成の質の向上を確保するために、共同の教職課程を構成する大学群が満たすべき要件として、例えば、①、②のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 教職課程を共同設置する学科等のうち、少なくとも一つは、教職課程認定基準2(5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」であること
- ② 共同設置する大学のうち、少なくとも一つは、地域の教育委員会・学校との密接な連携の下で、高度専門職業人としての教員養成を行う大学であること

(例): 実践的な実習のための連携協力校の確保、現職教員の再教育の場となる修士課程の設置、教育委員会との連携協力の協定を締結、現職教員の研修への協力 等

## 2. 共同実施が有効かつ適当と考えられる教職課程の範囲

学校種、教科の特性等を踏まえ、共同実施することが有効かつ適当と考えられる教職課程の範囲について、どのように考えるか。

(例1) 中学校、高等学校の希少教科のみ

(例: 中学(音楽、美術、技術、家庭)、高校(音楽、美術、工芸、書道、家庭))

(例2) 中学校、高校の全教科、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭

(例3) 幼稚園、小学校を含む全課程

## 3. 教職課程に責任を有する体制を確保し、内部質保証を行うための仕組み

複数の大学にまたがって、教職課程に責任を有する体制を確保し、内部質保証を行うための仕組みの要件として、例えば、①～③のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 連携する大学間での教学管理のための協議の場/体制（大学設置基準により、大学等連携推進法人等が授業科目の共同開設を実施する場合に設置が義務付けられるもの）

【教職課程の共同設置を行う場合に求める要件の例】

- 協議の場の構成員として、共同で設置した教職課程の専任教員が、各構成大学につきそれぞれ1人以上含まれること。
- 次の機能を有すること。
  - （例）・大学間での教職課程のカリキュラムの編成、調整
  - ・教職課程を実施するために必要な事項の調整
  - ・教職課程に係る自己点検評価、外部専門家による評価の調整

- ② 共同で設置した教職課程の自己点検・評価

- 共同で設置した教職課程について、構成大学が共同して自己点検評価を実施。

- ③ 学外者によるレビュー

- （例1）教員養成部会（課程認定委員会）による定期的な実地視察
- （例2）外部専門家による評価

# 大学間の連携・協力により設置する教職課程に関する論点例 ④

## 4-①. 各大学が最低限開設すべき科目

開設科目のルールは、次のようなものとしてはどうか。

- ① 共同で設置する教職課程を一つの学科等と見なして、現行の課程認定基準で定める必要科目を開設する。
- ② 他の教職課程との授業科目の共通開設については、共同教育課程に関するルールと同じルールを適用する(教職専門科目についてのみ他の教職課程との共通開設が可能)。

## 4-②. 学生に修得させるべき必修科目

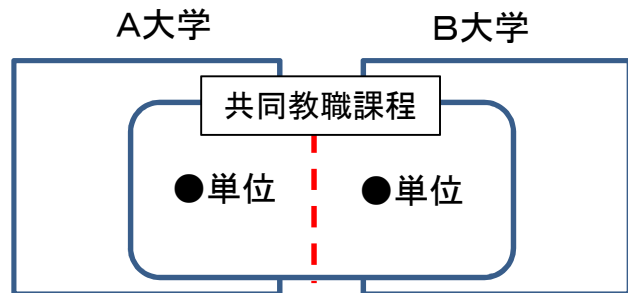
各大学が強みとする科目を持ち寄って教職課程を充実させることを確保するために、学生に修得させるべき科目の要件として、以下について、どのように考えるか。

- 共同で設置する教職課程の科目のうち、自大学の●単位以上と、各構成大学いずれかの学科等の科目から合計●単位以上を、それぞれ免許状取得のための必修科目として位置付ける。

(例1)「15単位」:学部の共同教育課程に準じ、1種免の要件59単位の1/4

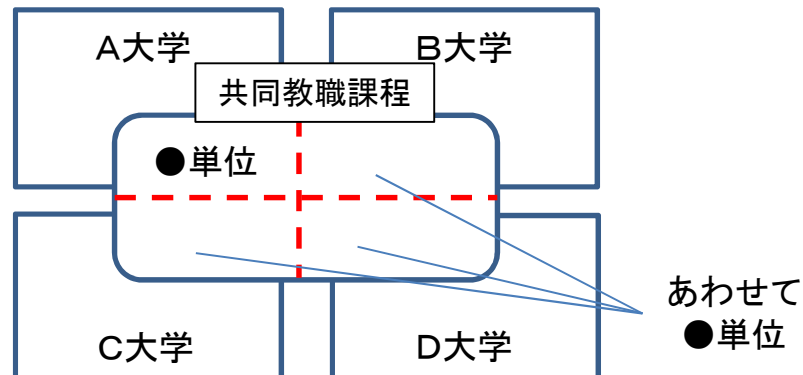
(例2)「8単位」:教職大学院の共同教育課程に準じ、1種免の要件59単位の1/7

【例1】 2大学で教職課程を共同設置する場合



A大学の学生は、A大学から15(8)単位修得し、  
B大学から15(8)単位修得が必要。

【例2】 4大学で教職課程を共同設置する場合



A大学の学生は、A大学から15(8)単位修得し、  
B、C、D大学のいずれかから、あわせて15(8)単位修得が必要。

## 5. 各大学が最低限自ら配置すべき専任教員

各大学において教職課程に責任を有する教員を確保するために、各大学が最低限自ら配置すべき専任教員の要件として、例えば、①、②のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 共同で設置する教職課程を一つの学科等と見なして、課程認定基準で定める必要専任教員数を確保する。
- ② 科目の開設分野(教科、教職)により、各構成大学の学科等から、それぞれの入学定員に応じて按分した数の専任教員を共同で設置する教職課程の専任教員として拠出する。(最低1人拠出)

【例】 中学校(技術)の教職課程(必要数 教科4人、教職2人)の共同設置であって、  
A大学(入学定員100人):教科を開設、B大学(入学定員100人):教科を開設、C大学:教職を開設する場合

→ A大学:教科2人、B大学:教科2人、C大学:教職2人を拠出

## 6. 審査の方法

複数の学科等で構成されることを踏まえた教職課程認定審査について、次のような方法としてはどうか。

- ① 共同で設置した教職課程の理念、構想の審査方法  
共同で設置した教職課程を一つの学科等と見なして、共同で設置した教職課程として養成する教員像、理念等について審査。
- ② 学科等の目的・性格と免許状との相当関係  
共同で設置した教職課程を構成する各学科等の目的・性格と、共同で設置した教職課程及び構成する各学科等で開設される科目等が相当関係を満たすかを審査。